

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

#### 香川県公安委員会規則第4号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その障害が別表第1に掲げる障害の区分のいずれかに該当し、かつ、当該区分ごとに定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）<u>別表第5号</u>に定める障害の級別に該当する者及び公安委員会が特に歩行が困難と認める者に限る。）が使用中の車両</p> <p>(イ)～(オ) 略</p> <p>2～11 略</p> <p>(通行の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書を警察署に提出する場合において、当該通行しようとする通行禁止道路の存する場所が、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在</p>	<p>(交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第4条 法第4条第2項後段の規定により交通の規制の対象から除外する車両は、道路標識等により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合には、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付した別記様式第3号又は別記様式第4号の駐車禁止駐車区間除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの</p> <p>(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その障害が別表第1に掲げる障害の区分のいずれかに該当し、かつ、当該区分ごとに定める身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）<u>別表第5号</u>に定める障害の級別に該当する者及び公安委員会が特に歩行が困難と認める者に限る。）が使用中の車両</p> <p>(イ)～(オ) 略</p> <p>2～11 略</p> <p>(通行の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 法第8条第2項の規定による許可を受けようとする者は、施行規則第5条第1項の申請書を警察署長に提出する場合において、当該通行しようとする通行禁止道路の存する場所が、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐</p>

所に、別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3～9 略

(駐車の許可)

第10条 略

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、別記様式第14号の駐車許可申請書(以下この条において「申請書」という。)2通を、当該駐車禁止規制場所等を管轄する警察署に提出しなければならない。ただし、当該警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、申請書の提出によらない方法で許可の申請をすることができる。

3 前項の申請書は、駐車しようとする駐車禁止規制場所等が、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在所に、別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

4 第2項本文及び前項の場合において、1の用務で同時に2以上の駐車の許可を申請する必要がある場合は、1の申請書に当該用務において申請する駐車する日時、場所及び運転者を記載した書面を添えて申請することができる。

5 略

6 警察署長は、第1項に規定する許可をしたときは、別記様式第14号の駐車許可証を交付しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

7・8 略

9 第7条第3項、第5項、第8項及び第9項の規定は、駐車の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「前項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、同条第5項中「通行しようとする通行禁止道路」とあるのは「駐車しようとする駐車禁止規制場所等」と、「法第8条第2項」とあるのは「法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項」と、同条第8項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第

在所に、別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3～9 略

(駐車の許可)

第10条 略

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、別記様式第14号の駐車許可申請書(以下この条において「申請書」という。)2通を、当該駐車禁止規制場所等を管轄する警察署に提出しなければならない。ただし、当該駐車しようとする駐車禁止規制場所等が、別表第1の2の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは当該交番又は駐在所に、別表第1の2の2の左欄に掲げる警察署の同表の中欄に掲げる交番又は駐在所の所管区にあるときは同表の右欄に掲げる交番に提出することができる。

3 1の用務で同時に2以上の駐車許可申請書を提出する必要がある場合において、1の駐車許可申請書に当該用務において申請する駐車する日時、場所及び運転者を記載した書面を添えて申請することができる。

4 略

5 警察署長は、第1項に規定する許可をしたときは、別記様式第14号の駐車許可証を交付しなければならない。

6・7 略

8 第7条第3項、第5項、第8項及び第9項の規定は、駐車の許可について準用する。この場合において、同条第3項中「前項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、同条第5項中「通行しようとする通行禁止道路」とあるのは「駐車しようとする駐車禁止規制場所等」と、「法第8条第2項」とあるのは「法第45条第1項ただし書又は法第49条の2第5項」と、同条第8項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第

2項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、「第2項及び第3項」とあるのは「第10条第2項本文及び第3項並びに同条第9項において読み替えて準用する第7条第3項」と、同条第9項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項」とあるのは「第10条第2項」と、「交番」とあるのは「同条第3項に規定する交番」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
略			
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
略			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	略	
	移動機能	1級及び2級	
略			
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
略			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	

別表第1の2（第7条、第10条関係）

警察署	交番又は駐在所
さぬき警察署	鶴羽駐在所 多和駐在所
略	
高松北警察	庵治駐在所 女木駐在所 直島東駐在所 直島西駐

2項の申請書」とあるのは「第10条第2項の申請書」と、「第2項及び第3項」とあるのは「第7条第3項及び第10条第2項」と、同条第9項中「許可証及び標章」とあるのは「許可証」と、「第2項」とあるのは「第10条第2項」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
略			
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
略			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	略	
	移動機能	1級から2級までの各級	
略			
ぼうこうの機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
略			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級及び3級までの各級	

別表第1の2（第7条、第10条関係）

警察署	交番又は駐在所
さぬき警察署	庵治駐在所 鶴羽駐在所 多和駐在所
略	
高松北警察	女木駐在所 直島東駐在所 直島西駐在所

署	在所
略	
丸亀警察署	本島駐在所 広島駐在所
略	

別表第1の2の2 (第7条、第10条、第15条関係)

警察署	交番又は駐在所	交番
略		
丸亀警察署	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所	多度津交番

別表第1の3 (第13条の2関係)

路線名	区 間
略	
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで
略	

署	
略	
丸亀警察署	本島駐在所 広島駐在所 高見駐在所
略	

別表第1の2の2 (第7条、第10条、第15条関係)

警察署	交番又は駐在所	交番
略		
丸亀警察署	豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所 高見駐在所	多度津交番

別表第1の3 (第13条の2関係)

路線名	区 間
略	
一般国道32号	高松市田村町字中川原426番3地先から 仲多度郡まんのう町買田字中手506番2地先まで
	丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先から 丸亀市綾歌町岡田下字大縄1708番1地先まで
	丸亀市綾歌町岡田東字大縄1828番1地先から 丸亀市綾歌町岡田上字重永下1570番1地先まで
略	

別記様式第18号 (第21条関係)

安全運転管理者等の履歴書		
(ふりがな)		
住 所		
(ふりがな)		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	日生 ( 歳 )
年 月 日	経 歴 事 項	備 考
賞 罰 (特に欠格事項の有無)		
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日 氏 名 ㊟		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第18号 (第21条関係)

安全運転管理者等の履歴書		
本 籍		
住 所		
(ふりがな)	最 終 学 歴	
氏 名	年 月 日	中 退 修 了 日 卒 業
年 月 日	経 歴 事 項	備 考
賞 罰 (特に欠格事項の有無)		
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日 氏 名 ㊟		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

教 習 申 請 書 認 定	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
就 任 し よ う と す る 安 全	<input type="checkbox"/> 安全運転管理者
運 転 管 理 者 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 副安全運転管理者
自 動 車 の 使 用 の 本 拠	名 称
	位 置
	業 種
	自動車台数
教 習 を 受 け よ う 認 定 と す る 者	住 所
	氏 名
	年 齢
	管理経験年数
	運転経験年数

- 備考 1 履歴書及び運転管理経歴証明書又は運転経歴証明書を添付すること。  
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

教 習 申 請 書 認 定	
年 月 日	
香川県公安委員会 殿	申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>
就 任 し よ う と す る 安 全	<input type="checkbox"/> 安全運転管理者
運 転 管 理 者 等 の 種 別	<input type="checkbox"/> 副安全運転管理者
自 動 車 の 使 用 の 本 拠	名 称
	位 置
	業 種
	自動車台数
教 習 を 受 け よ う 認 定 と す る 者	本 籍
	住 所
	氏 名
	年 齢
	管理経験年数
運転経験年数	

- 備考 1 履歴書及び運転管理経歴証明書又は運転経歴証明書を添付すること。  
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。